

消防くしま119

「消防団員募集中」

現在402名の団員が登録・活躍中です。
お問い合わせは、串間市消防本部 ☎72-4151へ。

救急車の適正 利用にご協力 ください!!

全国、また串間市でも救急車の
出動件数は年々増加しています。

串間市の令和6年救急件数は
974件、そのうち救急搬送した
331人(約34%)の方は入院加療
の必要がない「軽症」となっています。

このまま救急件数が増加の一途をたどると救急車がひっ
迫し、本来、本当に救急車が必要となる重症な患者さんのも
とへ、出動できなくなってしまうです。

救える命を少しでも多く、そして早く救うため、救急車の
適正利用にご協力ください。

もし、救急車を呼ぶか迷った場合には、かかりつけ医か日
曜当番医、または消防署にご相談ください。

【日曜当番医は、「串間市 日曜・祝日在宅当番医」で検索を!!】

☎ 消防署 ☎72-0297



高松港で水難救助訓練 / ういてまで教室

7/11(金)、海開き前に串間市消防本部の潜水隊などによる水難救助訓練を実施し、水難事故発生時の迅速な救助手順の再確認を行いました。当日は、島田市長や井手副市長も訓練の様子を視察し、訓練終了時には潜水隊を激励しました。

また、串間市消防本部では市内の小学校が実施している「ういてまで教室」の指導をしています。「ういてまで」とは、水難事故に遭遇した際に水面で長い時間浮いて待ち、呼吸を確保した状態で救助を待つ方法です。全国でもこの方法により多くの命が救われています。

延長77kmの海岸を管轄する消防本部として、水難事故死の発生「0」を目指すとともに、いざ事故が発生した際は迅速そして的確に救助活動ができるよう日々訓練を継続していきます。



市内の火災と救急の状況

※令和7年6月末現在

項目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	項目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
火災	8件	12件	7件	9件	12件	救急	783件	920件	923件	974件	551件



無料相談

①遺言などの無料相談

- 相談対象＝遺言、相続、高齢者などの財産管理、離婚時の契約など
- 日時＝9/21(日) 8:00～12:00まで
- 場所＝日南公証役場(日南市戸高1丁目3-2)

- その他＝平日に事前の電話受付をいたします(8:30～17:00)。なお、相談は平日でも無料です。お気軽に電話予約してお越しください。

☎ 日南公証役場 ☎23-5430

②行政相談

- 相談対象＝行政に対する意見や要望、相談など
- 日時＝9/29(月) 9:00～12:00
- 場所＝中央公民館

☎ 市民協働課生活環境係 ☎72-1356

③法律相談

- 相談対象＝ご近所トラブル、離婚、相続、債務整理、労働問題、交通事故、会社経営など
- 日時＝9/19(金) 14:00～終了次第(要予約)
- 場所＝市総合保健福祉センター

☎ 串間市社会福祉協議会 ☎72-6943

④人権相談

- 相談対象＝セクハラ、パワハラ、家庭内暴力、体罰、いじめ、誹謗中傷、差別など
- 日時・場所
①9/8(月) 10:00～15:00 本城支所
②10/6(月) 10:00～15:00 市役所1階A会議室

☎ 総務課総務係 ☎72-4557

⑤年金相談

- 相談対象＝老齢、障害、遺族など

の年金請求

●日時・場所

- ①9/4(木) 10:00～15:00 市役所1階A会議室
- ②10/2(木) 10:00～15:00 市役所1階A会議室

- その他＝事前に都城年金事務所へ予約(1カ月前から可)が必要です。予約の際、持参するものの確認をお願いします。

※予約受付時間＝平日8:30～17:15

☎ 市民協働課市民係 ☎72-1117 / 都城年金事務所 ☎0986-23-2571

⑥消費者生活巡回相談

- 相談対象＝消費者トラブル(商品、訪問販売、契約など)に関する相談
- 日時＝9/16(火) 10:00～15:00
- 場所＝市民協働課市民相談室
- その他＝事前(前週金曜日の16:00まで)に電話予約が必要です。

☎ 日南串間消費者生活センター ☎23-4390



警察署だより

☎ 串間警察署 ☎72-0110 警察安全相談#9110

点検商法に注意!

●点検商法とは?

一般の家庭を訪問し、屋根や床下などの家屋の無料点検を持ちかけ、点検の後、うそや大げさな結果を消費者に報告して不安をあり、高額な工事を勧誘する悪質商法です。

●こんな言葉にはご注意を!

- ・「無料点検をしています」
- ・「分電盤の点検に行きます」「交換しないと、漏電して火事になりますよ」
- ・「瓦がずれていますよ」「水漏れの危険がありますよ」
- ・「床下が湿っています。家がダメになりますよ」「シロアリの駆除をしたほうがいいですよ」 など

●点検商法の被害に遭わないために

悪質な業者は、不安をあり、考える時間を与えないよう言葉巧みに契約を勧誘し、ずさんな工事で高額な代金を請求するなどします。

点検商法の被害に遭わないためには、

- ・電話や訪問で怪しいと思ったら、きっぱりと断る
- ・安易に点検をさせない
- ・話だけを聞いて、すぐに契約や支払いをしない

ということが大切です。

業者の勧誘がしつこい、帰らないなどのトラブルとなった場合は、110番通報してください。

また、**契約してしまった場合でも、クーリングオフ(契約解除)ができる場合があります。**

不安を感じたら、すぐに家族や知人などの周囲の方、警察や消費生活センターに相談してください。



宮崎県警察本部 生活安全部
特殊詐欺被害防止キャラクター
『だまされんG』